

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応マニュアル

主催者は、催事開催期間中に新型コロナウイルスの感染が疑われる方が発生した場合、下記の対応を行なう。なお、感染の疑いがある方への対応は、感染拡大を防止する観点から 原則1名もしくは2名までとし、対応する者は事前に決めることとする。

1 主催者による入館入場時の検温及び体調チェック時に体調不良者が発生した場合

主催者にて、入口等で検温作業(37.5 度以上の発熱の有無)、「咳が出る、のどの痛み、倦怠感、息苦しさ」の症状があるか体調チェックを行う。

⇒上記に当てはまる方は、主催者にて入館(入場)を断り、帰宅を促すとともに下記相談窓口の連絡先を伝え連絡してもらう。主催者は施設管理者まで報告する。

⇒帰宅困難な症状の場合、主催者は施設管理者に報告のうえ、対象者から下記相談窓口等に連絡してもらう。連絡が困難な場合は重症と判断し、主催者が救急車の要請を行ったうえ、施設管理者に報告する。施設管理者は、救急車の誘導等、対象者の安全確保に協力する。

2 催事中に体調不良者が発生した場合

催事中に体調不良者が発生し、主催者にて新型コロナウイルス感染の疑われる症状(37.5 度以上の発熱、咳が出る、のどの痛み、倦怠感、息苦しさ等)が確認された場合、主催者は施設管理者に報告のうえ、対象者を主催者の同行のもと隔離可能な別室に移動させる。移動する際は、人との接触を極力避けるよう努める。

【別室移動後の対応について】

主催者にて 再度、対象者の健康状態(熱・その他症状)を確認し、必要と判断した場合は 対象者から下記相談窓口等に連絡してもらう。連絡が困難な場合は重症と判断し、主催者が救急車の要請を行ったうえ、事務所に報告する。施設管理者は、救急車の誘導等、対象者の安全確保に協力する。対象者が搬送された後は、施設管理者と協議のもと適切な処置を行う。

3 催事後に催事関係者・来場者に新型コロナウイルスの感染が発生した場合

催事後に催事関係者や来場者が新型コロナウイルスに感染した場合は、主催者は保健所などの国・自治体の要請に従い、協力する。また、主催者より新型コロナウイルス罹患者の来館日時・詳細情報等を施設管理者に報告する。その後、施設管理者は主催者及び国・自治体と協議のうえ、情報公開等の対応を適切に行う。

【主催者が準備する備品】

- ・マスク ・廃棄用ビニール袋 ・使い捨て手袋 ・フェイスシールド ・防護服(使い捨てカッパ等)
- ・非接触型体温計

新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口

「仙台市・宮城県相談窓口」コールセンター

・受付時間： 24 時間

・電話番号： 022-211-3883 または 022-211-2882